

議案第1号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,495,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,286,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年1月24日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第10号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		38,201,150	6,495,282	44,696,432
	2 国庫補助金	6,106,103	6,063,954	12,170,057
	3 国庫交付金	6,895,970	431,328	7,327,298
歳入合計		155,790,902	6,495,282	162,286,184

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		75,380,059	6,495,282	81,875,341
	1 社会福祉費	27,930,113	6,063,954	33,994,067
	3 児童福祉費	25,719,751	431,328	26,151,079
歳 出	合 計	155,790,902	6,495,282	162,286,184

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	令和4年度	79,915
合	計	79,915

議案第2号

和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり意見を付けて付議する。

令和4年1月24日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、和歌山県が和歌山市マリーナシティに誘致しようとしているカジノを含む統合型リゾート施設（IR）の誘致（以下「本件IRカジノ誘致」という。）について、市民の賛否を明らかにし、その意思を立地市としての和歌山市の同意の賛否に反映させることを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、和歌山市は、和歌山市議会で本件IRカジノ誘致の同意の賛否について審議・議決を行うまでに、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（住民投票事務の執行）

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を和歌山市選挙管理委員会に行わせることができる。

（住民投票の実施等）

第4条 住民投票は、この条例の公布の日から起算して60日以内に実施しなければならない。

2 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が定める日曜日とし、投票日の14日前までに告示しなければならない。

（投票資格者等）

第5条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条により、和歌山市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者（同法その他の法令により選挙権を有しない者を除く）とする。

2 市長は、投票資格者名簿を作成しなければならない。

（投票の方法）

第6条 投票は1人1票に限る。

2 投票資格者は、第10条の例により、投票日に自ら投票所へ行き、投票資格者名簿又はその抄本との対照を経て、投票しなければならない。

3 投票資格者は、本件IRカジノ誘致に賛成するときは投票用紙の賛成欄に○の記号を、これに反対するときは反対欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(投票の秘密保持)

第7条 投票資格者は、その投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第8条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に違反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明確であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 次の各号に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しないもの
- (2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの
- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (4) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認しがたいもの

(投票及び開票)

第10条 投票所、投票時間、投票立会人、代理投票、点字投票、不在者投票、期日前投票その他住民投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に定める市長選挙の例により、規則で定める。

(投票結果の告示)

第11条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は、本件IRカジノ誘致の同意の賛否にあたって、賛成投票の数又は反対投票数のいずれか過半数の市民の意思を尊重しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、市民が本件IRカジノ誘致の賛否を判断するために必要な情報の提供並びに住民投票の意義についての広報活動に努めなければならない。

2 前項の情報提供並びに広報活動は、客観的かつ公正中立に行うものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定についての意見

IR誘致について、本市は、県が開催する研究会等に参加する等、情報収集を行っており、平成27年5月にプロジェクトチームを設置し、IRに関する海外事例、IR誘致によるメリット・デメリット等について協議を重ね、平成28年12月の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）が公布される以前から検討を行うとともに、IR誘致に対する本市の考え方を示してきており、平成29年2月には本市として、正式にIR誘致を発表し、県と連携、協力しながら、IR誘致に向けた取組を進めてきた。

平成30年7月には特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）が公布され、県はIRの誘致主体及び申請主体として、本市は立地市としての立場が明確となった。また、IRはカジノ施設だけでなく、国際会議場、展示施設、日本の伝統文化を生かした魅力増進施設、宿泊施設等が一体となった複合的な観光施設であり、様々な面において、地域に大きな影響を与える施設であることから、IR整備法においては、県が区域整備計画を申請するに当たり、立地市町村や県公安委員会との協議及び同意、公聴会等の開催等、県が地域における十分な合意形成を図るために必要な枠組みが設けられている。

立地市である本市の同意に市議会の議決はIR整備法で義務付けされていないが、市長の独断でその同意・不同意の判断をするのではなく、市民の代表である市議会の判断をいただくべきとの考えから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定を適用し、その判断に際しては市議会の議決を必要とする議案を提出したものである。

この議案を含めIR誘致に関して議論を深める場として、令和2年11月には、市議会においてIR誘致に関する特別委員会が設置され、同年12月には当該議案が可決された。その後、当該特別委員会において、IR事業に係る実施方針（案）の策定の際及び事業者選定の際に県からの協議に対する回答内容について審議いただく等IRに関する議論を行ってきた。

こうした中で、この度、有権者の約50分の3に当たる2万39筆の署名が提出され、住民投票条例制定の直接請求がなされたことは、IR誘致の賛否を問わず、市民の関心の表れであると感じている。

地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことが基本とされていることに加え、本条例（案）では公職選挙法（昭和25年法律第100号）とは異なる内容の手続を規定していること等から実際の運用に際し、問題が生じることが懸念される。

IR誘致については今後も市議会における議論を基本として誘致を進めたいと考えており、県と事業者が共同で作成する区域整備計画（案）が出来た段階で、説明会やパブリックコメントを実施し、市民に丁寧な説明を行い、最終的に市として同意・不同意の判断をした上で、市民の代表である市議会にお諮りしたいと考えている。

これらを踏まえ、本条例（案）による住民投票に対する意見としては、IR整備法第9条第6項及び第9項における本市の同意について市議会の議決を必要とし、これまでも議論してきたこと、一般的に条例に基づく住民投票の場合は法律が定めた長や議会の権限を拘束することができないとされていること、住民投票を実施するには多額の経費を要すること等を総合的に判断した結果、住民投票を実施する意義は見いだし難いという意見である。